

令和5年4月14日

保護者様

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内中学校
校長 住田 義広

ルールを守ることの大切さを教えたい
～みんなで決めた生徒会会員規則を守ることをとおして～

日頃より、本校教育にご支援いただき感謝申し上げます。

本校では、様々な教育改革を進めていますが、学校だけでなく、社会人として一番大切にしなければならない事は「ルールは守る」ということであることはまちがいありません。

本校には生徒会会員規則があり、生徒たちの中でおたがいに注意し合いルールを守っていこうとしています。もちろん先生も「みんなのルールだから守ること」としっかり指導していきます。

保護者のみなさまも、ご理解いただいていることとは思いますが、中学時代は、ちょっとしたルール違反から始まり、取り返しがつかなくなるケースが多いことは今も昔も変わりません。今後ともご家庭でもこの「生徒会会員規則」を守ることへのご協力、よろしくお願いいたします。

全校生徒で作成した「生徒会会員規則」（一部抜粋）

服装・持ち物について

（１）頭髪について

- ①ワックスや整髪料等は使用しないこと。
- ②染色・脱色、パーマはしないこと。（ただし、白髪対応をしたい場合の黒染は可）
※ドライヤー焼けで茶色になる場合があるため注意すること。
- ③長い髪が運動や給食やその他の教育活動に支障がある場合は、ゴムで括る等の対策をとること。

（２）服装等について

①学生服について

ア．令和4年度以前入学生徒

- ・ Aタイプ：上衣は黒色標準詰襟学生服、下衣は黒色標準学生ズボン（ベルト色は黒か紺か茶）
- ・ Bタイプ：上衣は紺色標準セーラー服（白線2本）にエンジ色ネクタイを着用、下衣は紺色標準スカート（膝下丈）
 - ・ 夏季ブラウスにおける指定蝶タイ着用は着用しなくてもよいが、冠婚葬祭等の視点も考慮して各家庭で判断すること。

イ．令和5年度以降入学生徒

- ・ 上衣：玉野市立中学校規定ブレザー
- ・ 下衣：玉野市立中学校規定スラックスまたはスカート（膝下丈）
※チェック柄または無地で選択可能、おさがり等の理由で「ア」も選択可能

- ・ 荘内中規定のネクタイまたはリボン

※ネクタイ及びリボンは着用しなくてもよいが、冠婚葬祭等の視点も考慮して各家庭で判断すること。

②その他の服装（全生徒共通）

ア. 無地のカッターシャツまたはポロシャツ、ブラウスのいずれかを着用すること。（白か黒か紺）
（長袖か半袖については季節に応じて自己判断すること）

・ ワンポイント不可

イ. 校内では学校指定の名札をつけること。

ウ. 靴は運動に適する運動靴とする。（運動靴は学校で指定していない。）

エ. 靴下は白色、黒色、紺色のソックスとする。（ルーズソックスは禁止）

オ. 上衣下の下着は、上衣からはみ出さないもの、過度に色や柄が透けて見えないものを選択すること。

カ. 通学カバン、セカンドバック、体操服は学校指定のものを使用すること。

キ. 部活動中の服装は顧問の指示に従うこと。

ク. 冬季の防寒上衣は、登校後、自分の机椅子もしくはロッカーに収納できるものを選択すること。学生服の内側に着る防寒着は、制服から大きくはみ出さないものを選択すること。

防寒上衣は特別な許可がなければ、学校生活中は着てはならない。

ケ. 自転車通学用ヘルメットは安全基準を満たしたものとすること。（学校指定はない。）

コ. 登下校時のアームカバー等の日焼け対策用品等が必要な場合は、保護者と相談し、自転車運転上の安全性を確保した上で使用すること。

（3）持ち物について

①通学カバンとセカンドバックは、その日の荷物の状況により効率よく使用すること。

②マンガやゲーム、携帯電話等の学校の教育活動に必要なものは校内に持ち込まないこと。

※明確な理由で携帯電話の持参が必要な場合は、保護者を通じて学校に申し出ること。許可が出た場合は、登校時に職員室へ預け、下校時に受け取ること。

③不要な金銭は校内に持ち込まないこと。

自動販売機使用のための小銭の管理は自分で責任をもって行うこと。

④健康管理用品（制汗スプレー、日焼止め、リップクリーム、カイロ等）が必要な場合は、保護者と相談し、使用上の留意点を守りながら使用すること。ただし、集団生活の場でのエチケットに留意し、無香料品を使用すること。

⑤飲料水等は水筒に入れて持参すること。内容物はお茶・水を基本とするが、保護者と相談し、糖分や塩分の摂取過剰による健康被害等に考慮しながら自己責任とする。

話し合いの時に、生徒たちから出た意見は、「服装についてのルールは必要だ。地域の人たちから荘内中は悪いと思われたくない、自分たちが損をしてしまう。」というものでした。